

令和 5 年 9 月

太 田 市 議 会 定 例 会 議 案

目 次

番号	議 案 番 号	件 名	ページ
1	報告第 7 号	令和 4 年度太田市一般会計継続費精算報告書について	1
2	報告第 8 号	令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について	3
3	議案第 9 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について	6
4	議案第 9 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について	7
5	議案第 9 5 号	人権擁護委員候補者の推薦について	8
6	議案第 9 6 号	人権擁護委員候補者の推薦について	9
7	議案第 9 7 号	令和 4 年度太田市一般会計歳入歳出決算認定について	1 0 (別冊)
8	議案第 9 8 号	令和 4 年度太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	1 1 (別冊)
9	議案第 9 9 号	令和 4 年度太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	1 2 (別冊)
1 0	議案第 1 0 0 号	令和 4 年度太田市八王子山墓園特別会計歳入歳出決算認定について	1 3 (別冊)
1 1	議案第 1 0 1 号	令和 4 年度太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	1 4 (別冊)
1 2	議案第 1 0 2 号	令和 4 年度太田市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 5 (別冊)
1 3	議案第 1 0 3 号	令和 4 年度太田市下水道事業等会計決算認定について	1 6 (別冊)
1 4	議案第 1 0 4 号	令和 5 年度太田市一般会計補正予算 (第 4 号) について	1 7 (別冊)
1 5	議案第 1 0 5 号	令和 5 年度太田市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について	
1 6	議案第 1 0 6 号	令和 5 年度太田市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について	

目 次

番号	議 案 番 号	件 名	ページ
17	議案第107号	令和5年度太田市八王子山墓園特別会計補正予算（第1号）について	17 (別冊)
18	議案第108号	令和5年度太田市介護保険特別会計補正予算（第1号）について	
19	議案第109号	令和5年度太田市太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）について	
20	議案第110号	令和5年度太田市下水道事業等会計補正予算（第1号）について	
21	議案第111号	太田市火災予防条例の一部改正について	18
22	議案第112号	財産の取得について（内部情報系端末）	25
23	議案第113号	財産の取得について（災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型）	27
24	議案第114号	財産の取得について（高規格救急自動車）	30
25	議案第115号	市道路線の廃止及び認定について	32

報告第7号

令和4年度太田市一般会計継続費精算報告書について

令和4年度太田市一般会計継続費に係るし尿及び下水処理施設整備事業が完了したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、報告する。

令和5年9月4日提出

太田市長 清水 聖 義

令和4年度太田市一般会計継続費精算報告書（別紙のとおり）

令和4年度太田市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体			計 画			支出済額	実 績			年間額と 支出済額の 差	比 較			
				左 の 財 源 内 訳			左 の 財 源 内 訳				左 の 財 源 内 訳							
				特 定 財 源		一般財源	特 定 財 源		一般財源		特 定 財 源		一般財源		特 定 財 源		一般財源	
				国庫支出金	地方債		国庫支出金	地方債			国庫支出金	地方債			国庫支出金	地方債		
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
4 衛生費	2 清掃費	し尿及び下水処理 施設整備事業	2	50,000,000	0	47,500,000	0	2,500,000	0	0	0	0	50,000,000	0	47,500,000	0	2,500,000	
			3	50,000,000	0	37,500,000	0	12,500,000	58,000,000	0	53,500,000	0	4,500,000	△ 8,000,000	0	△ 16,000,000	0	8,000,000
			4	141,000,000	0	105,700,000	0	35,300,000	158,436,000	0	118,800,000	0	39,636,000	△ 17,436,000	0	△ 13,100,000	0	△ 4,336,000
			計	241,000,000	0	190,700,000	0	50,300,000	216,436,000	0	172,300,000	0	44,136,000	24,564,000	0	18,400,000	0	6,164,000

報告第8号

令和4年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和5年9月4日提出

太田市長 清水 聖 義

令和4年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について
(別紙のとおり)

令和4年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について

1 健全化判断比率

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によるもの)

(単位：％)

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	11.33	20.00
② 連結実質赤字比率	—	16.33	30.00
③ 実質公債費比率	6.0	25.0	35.0
④ 将来負担比率	24.3	350.0	

- ・①実質赤字比率は「なし」ですが、黒字の程度は7.18％です。
- ・②連結実質赤字比率は「なし」ですが、黒字の程度は12.08％です。
- ・早期健全化基準は、市町村の財政規模等により設定された数値で、この基準を超えた場合は、財政健全化計画の策定等が必要になります。
- ・財政再生基準は、市町村に設定された数値で、この基準を超えた場合は、財政再生計画の策定等が必要になります。

2 資金不足比率

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によるもの)

(単位：％)

区 分	下水道事業等会計	太陽光発電事業特別会計	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

- ・各会計とも資金不足は発生していないため、資金不足比率は「なし」です。

算定方法

$$\text{①実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 一般会計等の実質赤字額
一般会計及び特別会計のうち、普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- 標準財政規模：45,777,541千円（令和4年度）

$$\text{②連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額：アとイの合計額がウとエの合計額を超える場合の当該超える額
ア 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
イ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
ウ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
エ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{③実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \quad \text{（3か年平均）}$$

- 準元利償還金
満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額、一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもののほか

$$\text{④将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模－（元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

- 将来負担額
一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高、一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額、退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額ほか

（公営企業）

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- 資金の不足額＝（流動負債＋建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
- 事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

議案第93号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員清水眞知子は、令和5年12月31日任期満了になるため、後任候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年9月4日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第94号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員深川理恵は、令和5年12月31日任期満了になるため、後任候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年9月4日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第 95 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員見持雅昭は、令和5年12月31日任期満了になるため、後任候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年9月4日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第 9 6 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員塚本賢丈は、令和 5 年 9 月 3 0 日任期満了になるため、後任候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 5 年 9 月 4 日提出

太田市長 清 水 聖 義

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第97号

令和4年度太田市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度太田市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

太田市長 清水 聖 義

令和4年度太田市一般会計歳入歳出決算について 別冊

議案第 98 号

令和 4 年度太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

太田市長 清 水 聖 義

令和 4 年度太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について 別冊

議案第 99 号

令和 4 年度太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

太田市長 清 水 聖 義

令和 4 年度太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
別冊

議案第100号

令和4年度太田市八王子山墓園特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度太田市八王子山墓園特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

太田市長 清水 聖 義

令和4年度太田市八王子山墓園特別会計歳入歳出決算について 別冊

議案第101号

令和4年度太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に
より、令和4年度太田市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委
員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

太田市長 清水 聖 義

令和4年度太田市介護保険特別会計歳入歳出決算について 別冊

議案第102号

令和4年度太田市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度太田市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

太田市長 清水 聖 義

令和4年度太田市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算について
別冊

議案第103号

令和4年度太田市下水道事業等会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度太田市下水道事業等会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

太田市長 清水 聖 義

令和4年度太田市下水道事業等会計決算について 別冊

議案第104号 令和5年度太田市一般会計補正予算（第4号）について 別冊

議案第105号 令和5年度太田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について 別冊

議案第106号 令和5年度太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について 別冊

議案第107号 令和5年度太田市八王子山墓園特別会計補正予算（第1号）について 別冊

議案第108号 令和5年度太田市介護保険特別会計補正予算（第1号）について 別冊

議案第109号 令和5年度太田市太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）について 別冊

議案第110号 令和5年度太田市下水道事業等会計補正予算（第1号）について 別冊

議案第111号

太田市火災予防条例の一部改正について
太田市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月4日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市火災予防条例の一部を改正する条例

太田市火災予防条例（平成17年太田市条例第245号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあっては、」を削る。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあっては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号中「筐体は」を「^{きょう}筐体は、」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改め、同項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

- (17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とす

ること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。
第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長（消防署長）が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第16条第1項中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料	不燃	開放式	組込型コンロ・グリル付	14kW以下	100	15	15	15	注：機器本体 上方の側方 又は後方の 離隔距離を 示す。
				コンロ・グリドル付コンロ、キャビネット型コンロ・グリル付			注		注	
				コンロ・グリドル付コンロ						
				据置型レンジ	21kW以下	100	15	15	15	
				注			注		注	
	固体燃料	不燃	開放式	組込型コンロ・グリル付	14kW以下	80	0	—	0	
				コンロ・グリドル付コンロ、キャビネット型コンロ・グリル付						
				コンロ・グリドル付コンロ						
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0	
				注						
	固体燃料	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	

燃 料	以 外							
	不 燃	木炭を燃料とする もの	炭火焼き器	—	8 0	3 0	—	3 0
上記に分類されない もの		使用温度が 8 0 0℃以上のもの	—	2 5 0	2 0 0	3 0 0	2 0 0	
		使用温度が 3 0 0℃以上 8 0 0℃ 未満のもの	—	1 5 0	1 0 0	2 0 0	1 0 0	
		使用温度が 3 0 0℃未満のもの	—	1 0 0	5 0	1 0 0	5 0	

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第11条の2第1項（第4号を除く。）の改正規定及び次項の規定 令和5年10月1日

(2) 第11条第1項第3号の2、第11条の2第1項（第4号に限る。）、第13条第1項、第3項及び第4項、第44条第13号並びに別表第3の改正規定 令和6年1月1日

(経過措置)

- 第11条の2第1項（第4号を除く。）の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の太田市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

- 3 附則第1項第2号の規定の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第5項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 附則第1項第2号の規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、附則第1項第2号の規定の施行の際現に設置されているもの及び同号の規定の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。
- 6 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 7 この条例の公布の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないも

のについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第112号

財産の取得について
次のとおり内部情報系端末を取得するものとする。

令和5年9月4日提出

太田市長 清水 聖 義

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得財産 | 内部情報系端末 315組 |
| 2 | 取得の目的 | 耐用年数を経過した庁内の内部情報系端末を
更新するため |
| 3 | 取得予定価格 | 34,177,000円 |
| 4 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 5 | 契約の相手方 | 太田市西本町59番16号
株式会社カワムラ
代表取締役 小坂橋 勉 |

財産の取得について附属資料

1 取得財産の概要

内部情報系端末（デスクトップ型） 3 1 5 組

2 契約履行期間

契約締結の日から

令和6年2月29日まで

3 指名競争入札指名業者

有限会社アマガサ（辞退）

株式会社エイコー社（辞退）

有限会社おかの（辞退）

株式会社カワムラ

株式会社シー・ビー・エス

株式会社シモヤマ

議案第 1 1 3 号

財産の取得について

次のとおり災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車を取得するものとする。

令和5年9月4日提出

太田市長 清 水 聖 義

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 取 得 財 産 | 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型
1 台 |
| 2 | 取 得 の 目 的 | 消防業務の充実強化を図るため |
| 3 | 取得予定価格 | 7 5, 2 9 1, 5 9 0 円 |
| 4 | 取 得 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 5 | 契約の相手方 | 東京都港区芝五丁目3 6 番7 号三田ベルジュビ
ル1 9 階
株式会社モリタ東京支店
支店長 山 北 忠 司 |

財産の取得について附属資料

1 取得財産の概要

5.5トン級増トン仕様消防ポンプ自動車専用シャシをベースに、消火活動に必要な水槽付きポンプ、圧縮空気泡消火装置及び各種消防資機材を搭載し、大規模災害発生時には緊急消防援助隊の出動車両となる。

型 式：日野レンジャー消防車

エンジン：直列4気筒直接噴射式、最高出力240PS以上

総排気量：5.123L

駆動方式：四輪駆動方式

変速装置：電子制御式フルオートトランスミッション

放水圧力：0.85MPaにおいて放水量毎分2.0m³以上

2 契約履行期間

契約締結の日から

令和6年8月30日まで

3 配置先

西部消防署藪塚分署

4 指名競争入札指名業者

小池株式会社

株式会社佐藤工業所

ジーエムいちはら工業株式会社（予定価格超過）

株式会社ナカムラ消防化学東京営業所（予定価格超過）

長野ポンプ株式会社東京営業所

日本機械工業株式会社本社営業部

温井自動車工業株式会社
株式会社モリタ東京支店

議案第114号

財産の取得について

次のとおり高規格救急自動車を取得するものとする。

令和5年9月4日提出

太田市長 清水 聖 義

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得財産 | 高規格救急自動車 1台 |
| 2 | 取得の目的 | 救急業務の充実強化を図るため |
| 3 | 取得予定価格 | 37,202,000円 |
| 4 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 5 | 契約の相手方 | 群馬県前橋市城東町一丁目6番地の8
群馬日産自動車株式会社
代表取締役 天 野 慎太郎 |

財産の取得について附属資料

1 取得財産の概要

高規格救急自動車に、高度救命処置用資機材（気道確保用資機材、呼吸・循環管理用資機材、半自動式除細動器、血中酸素飽和度測定器、電動式心肺人工蘇生器、心電図伝送装置、心電計等）を搭載する。

四輪駆動方式 寒冷地仕様 総排気量2. 4 8 8 L

2 契約履行期間

契約締結の日から

令和6年3月29日まで

3 配置先

西部消防署

4 指名競争入札指名業者

群馬トヨタ自動車株式会社法人部

群馬日産自動車株式会社

議案第115号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項及び第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

太田市長 清水 聖 義

廃止路線

番号	整理番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	14-1482	太田鳥山中町1482号線	太田市 鳥山中町1097番1	地先
			太田市 鳥山中町1070番5	地先
				な し

認定路線

番号	整理番号	路 線 名	起 点		重要な 経過地
			終	点	
1	12-1477	太田内ヶ島町1477号線	太田市 内ヶ島町577番1	地先	なし
			太田市 内ヶ島町577番1	地先	
2	14-1549	太田鳥山上町1549号線	太田市 鳥山上町1097番1	地先	なし
			太田市 鳥山上町1072番1	地先	
3	14-1550	太田吉沢町強戸町1550号線	太田市 吉沢町2054番1	地先	なし
			太田市 強戸町1621番1	地先	
4	41-372	藪塚本町第一372号線	太田市 藪塚町1853番1	地先	なし
			太田市 藪塚町1853番24	地先	
5	41-373	藪塚本町第一373号線	太田市 藪塚町1853番21	地先	なし
			太田市 藪塚町1853番24	地先	